

茨城県中央環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

令和6年4月1日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

(分限に関する手続及び効果)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する事項については、茨城町職員の分限に関する条例(昭和30年茨城町条例第30号)に規定する職員の分限に関する手続及び効果に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。